

該非判定

STCにおいて最初のステップであり、かつ最も重要となるのが該非判定です。該非判定とは、輸出しようとする貨物が、省令別表第1に記載された貨物（リスト規制貨物）に該当するの否か、該当するのであればその項番を特定する作業です。経済産業省は該非判定され項番が確定した貨物の輸出許可申請手続きについてはアドバイスしてくれますが、特定の貨物が輸出規制対象品であるかや、省令のどの条項に該当するかなどについては一切教えてくれません。従って、輸出者の責任において、まず該非判定を正確に行う必要があります。

<[安全保障貿易管理の意義](#)>で事例として挙げた無線操縦ヘリのケースでは、判定を誤ったために結果として法令違反を犯してしまいました。このように、正しく判定ができなければ、そもそも許可を必要とする案件なのか、許可を得ずとも輸出できる案件なのかすらわからないのです。

無線操縦ヘリの事例は誰もが知っている大企業で発生しました。大企業ではSTC専門の部署をもち、しっかりした管理体制があるはずですが、にも関わらず、なぜあのような事態になったのでしょうか？ それは、該非判定に固有の困難があるからです。規制の内容（＝法令）は法律用語で書かれていますが、規制の対象は技術です。日本では教育のかなり早い段階で文系・理系に分かれるため、法令を解する者は技術がわからず、技術を解する者は法令を読めずということになります。

多くの企業では、法律系出身者と技術出身者の二人三脚で管理を適切たらしめますが、現場の技術者が独断で「非該当」と判断すれば、管理部門がそれを知ることすらできず輸出が実行されてしまいます。管理が機能し、該非の判断が管理部門に託された場合でも判定に窮する場合があります。このようなときに、「該当」と判定した上で、別途説明する包括許可を使用して輸出することを推奨する事務所・団体が一部にあります。しかし、包括許可は輸出品について正しく該非判定できることを前提に出されるものなので、こうしたやり方は正しいやり方ではありません。

当事務所では、法令解釈と技術の両方に通じた理工系出身行政書士が判定の段階からお手伝いします。該非判定についてお悩みの場合は、いつでもご相談ください。